

赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ふるさとづくり寄付金の推進と地域振興を図るため、赤穂市に対して、赤穂ふるさとづくり寄付条例に基づく寄付（以下「ふるさと寄付」という。）を行つた市外在住の方に対して、市内の特産品等を贈呈する赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業（以下「事業」という。）を実施し、その必要な手続きを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄付者 赤穂市に対して、1回当たり10,000円以上のふるさと寄付を行つた市外在住の個人をいう。
- (2) 市内協力事業者 第5条第2項の規定により承認を受けた事業者をいう。
- (3) 特産品等 市内協力事業者が取り扱う商品又はサービス（以下「商品等」という。）で、赤穂市にゆかりのある商品等であるとして、第5条第2項の規定により承認を受けたものをいう。

(特産品等の選択)

第3条 寄付者になろうとする者は、寄付を申し込む際に、特産品等の贈呈を希望する場合は、別に定める特産品等を選択するものとする。ただし、特産品等の贈呈を希望しない場合は、この限りでない。

(特産品等の贈呈方法)

- 第4条 市長は、寄付者になろうとする者から特産品等の希望を受けたときは、ふるさと寄付の受領を確認した後、当該寄付者が選択した特産品等を当該寄付者に贈呈する。
- 2 前項の特産品等の贈呈は、市長から連絡を受けた市内協力事業者が特産品等を寄付者に提供することにより行う。この場合において、特産品等の提供に要する費用（配送費等の経費を含む。以下同じ。）は、当該提供を行う市内協力事業者が負担するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定により寄付者へ特産品等を提供した市内協力事業者に対し、別に定める区分に応じ、当該提供に要する費用を支払うものとする。

4 市内協力事業者は、第2項の規定により寄付者に対し特産品等を提供したときは、その旨を市長に報告し、当該報告をした前項の規定による費用を翌月7日までに、市長に請求するものとする。

5 市長は、前項の請求があつたときは、これを審査し、適当と認めたときは、請求書を受理した日から30日以内にこれを支払うものとする。

(市内協力事業者の承認等)

第5条 次の各号の全てに該当する事業者で、前条第2項に規定する方法により特産品等の提供を行う事業者として事業への参加を希望するものは、市長に赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業参加申請書(様式第1号)を提出するものとする。

(1) 市内に事業所、営業所、支店等を有していること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者でないこと。

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、市内協力事業者及び特産品等として適当であると認めたときは、赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業参加承認通知書(様式第2号)により、当該申請書を提出した事業者に通知するものとする。

(内容変更の承認等)

第6条 市内協力事業者は、承認を受けた特産品等について、その内容を変更しようとするとき、又は承認を受けた内容に変更があつたときは、市長に赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業内容変更申請書(様式第3号)を提出するものとする。

2 市長は、前項の内容変更申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業内容変更承認通知書(様式第4号)により、当該変更申請書を提出した事業者に通知するものとする。

(事業参加の取りやめ)

第7条 市内協力事業者は、事業への参加を取りやめるときは、速やかに、赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業辞退届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 市長は、市内協力事業者又は特産品等が事業にふさわしくないと認められる場合は、その承認を取り消すことができる。

(個人情報保護)

第9条 市内協力事業者は、事業に係る事務の実施において知り得た寄付者の個人情報を厳重に管理するとともに、事業以外の目的に使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。市内協力事業者でなくなつた後においても、同様とする。

(事業の一部の委託)

第10条 市長は、特産品等の贈呈を、適切な実施を行うことができると認められる民間事業者に委託することができる。

2 前項の規定により、特産品等の贈呈を民間事業者に行わせる場合においては、第4条第2項から第5項までの規定中「市長」とあるのは「市長から委託を受けた民間事業者」と読み替えるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

赤 穂 市 長 宛

住 所

事業者名

代表者名

印

赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業参加申請書

赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業への参加を申請します。

なお、申請に当たっては、赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業実施要綱の内容にしたがうとともに、個人情報の保護等の法令を遵守することを誓約します。また、私は、赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業実施要綱第5条第1項第3号に規定する者でないことを誓約します。

参加開始日	年 月 日	
特産品等	別紙のとおり	
連絡先	業種・業務内容	
	担当者所属・氏名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	電子メール	

(別紙)

事業者名 ()

特産品等の名称			
内 容			
数量(制限がある場合)			
提 供 価 格 (梱包、送料、消費税込)	特産品等の金額(梱包、消費税込)	送料	合計
	円	円	円
提供できる期間	<input type="checkbox"/> 通年	<input type="checkbox"/> 月 日～	月 日
特産品等紹介コメント (100字以内)			
特産品等の名称			
内 容			
数量(制限がある場合)			
提 供 価 格 (梱包、送料、消費税込)	特産品等の金額(梱包、消費税込)	送料	合計
	円	円	円
提供できる期間	<input type="checkbox"/> 通年	<input type="checkbox"/> 月 日～	月 日
特産品等紹介コメント (100字以内)			
特産品等の名称			
内 容			
数量(制限がある場合)			
提 供 価 格 (梱包、送料、消費税込)	特産品等の金額(梱包、消費税込)	送料	合計
	円	円	円
提供できる期間	<input type="checkbox"/> 通年	<input type="checkbox"/> 月 日～	月 日
特産品等紹介コメント (100字以内)			

※特産品等の画像データ等を添付してください。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

赤穂市長

赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業参加承認通知書

年 月 日付で申請のあつた赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業参加申請については、赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業実施要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり承認したので、通知します。

記

特産品名等	内容・数量等

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

赤穂市長宛

住 所

事業者名

代表者名

印

赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業内容変更申請書

年 月 日付で承認を受けた内容について、下記のとおり変更がありましたので、申請します。

記

	変更する項目	変更前	変更後
事業者の情報			
特産品等			

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

様

赤穂市長

赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業内容変更承認通知書

年 月 日で申請のあつた赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業内容変更承認申請については、赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業実施要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり承認したので、通知します。

記

	変更する項目	変更前	変更後
事業者の情報			
特産品等			

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

赤穂市長宛

住 所

事業者名

代表者名

印

赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業辞退届出書

年 月 日付で赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業への参加承認を受けましたが、都合により辞退しますので、届出します。